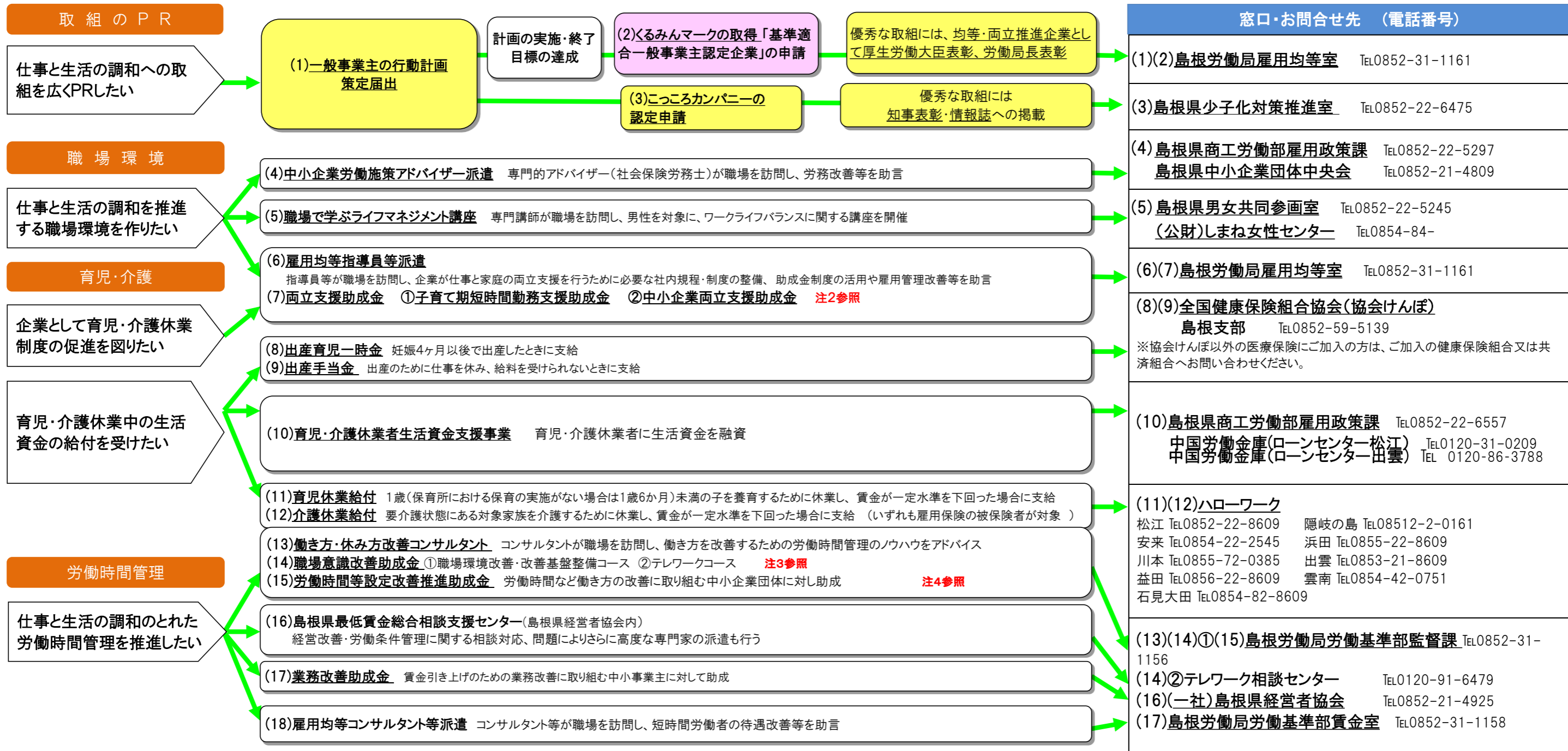




ワーク・ライフ・バランス(W L B)に関する援助・助成等の窓口を紹介します



★各制度は、平成26年4月1日現在のものです。内容が変更される場合もありますので、問合せ先にご確認ください。

参考

注1 島根県仕事と生活の調和推進連絡会議
・県内における仕事と生活の調和推進に向けた気運醸成に向け、構成機関で連携し取り組んでいく必要があることから、平成22年11月より設置された会議。
・構成機関…島根県、島根労働局、日本労働組合総連合会島根県連合会、一般社団法人島根県経営者協会、島根県中小企業団体中央会

注2 (7)両立支援助成金
①子育て期短時間勤務支援助成金…短時間勤務制度を設け、利用者が出た事業主に対し助成
②中小企業両立支援助成金
・代替要員確保コース…育児休業取得者の代替要員を確保し、取得者を原職に復帰させた中小企業事業主に対し助成
・休業中能力アップコース…育児休業または介護休業取得者を円滑に職場復帰させることを目的とした能力の開発及び向上に関するプログラムを実施した中小企業事業主または事業主団体に対し助成 ※1
・継続就業支援コース(本助成金は、常時雇用する労働者数100人以下の中小企業が対象)…育児休業取得者を原職等に復帰させ、仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備のための研修等を実施した中小企業事業主に対し助成 ※2
・期間雇用者継続就業支援コース…期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度等を規定し、期間雇用者の育児休業取得者を原職等に復帰させ、仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境整備のための研修等を実施した中小企業事業主に対し助成 ※3
※1 平成26年9月30日までに当該休業を終了した労働者までが対象となり、本コースは廃止。
※2 平成25年3月31日までに育児休業を終了し、原職復帰した労働者までが対象となり、本コースは廃止。
※3 育児休業を終了した期間雇用者が、平成25年4月1日以降平成28年3月31日までに出了事業主が対象。

注3 (14)職場意識改善助成金、
①職場環境改善・改善基盤整備コース…労働時間を改善することにより、職場意識の向上を図る中小企業事業主に対して、その実施した費用の一部を助成(申請期限は10月末日)
②テレワークコース…仕事と生活の調和推進等のため、終日在宅で就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施した費用の一部を助成(申請期限は12月15日)

注4 (15)労働時間等設定改善推進助成金…申請期限は7月末日。